

四日市市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第9号

四日市市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市初任給調整手当支給規則（平成31年四日市市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第1（第2条関係）		
職員の区分	条例別表第3及び四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1に掲げる職務の級	月額
第1項職員	（略）	
	9級	<u>420,000円以内</u>
（略）		
備考（略）		

改正前		
別表第1（第2条関係）		
職員の区分	条例別表第3及び四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1に掲げる職務の級	月額
第1項職員	（略）	
	9級	<u>370,000円以内</u>
（略）		
備考（略）		

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（総務部人事課）